

令和8年度 鹿屋市社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本的な考え方

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査は、法人が利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適切な法人運営及びサービスの提供体制の確保を図る目的で行うものである。

社会福祉法人は、

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 理事・監事・評議員による法人の内部牽制強化
- ③ 財務規律の強化
- ④ 事業運営の透明性の向上
- ⑤ 地域における公益的な取組の責務化

以上のような内容について、的確に対応し、自ら適正な運営を確保していくことが求められていることを踏まえ、法人たる要件に重大な疑義のある場合は厳正な指導をするとともに、社会福祉法、関係法令・通知「鹿屋市社会福祉法人指導監査実施要綱」をはじめとする各要綱等に基づいて、効果的かつ効率的な指導監査を実施する。

また、原則、実地による実施を基本とするが、法人の対応状況等を踏まえ、実施日程の変更など可能な限り柔軟に対応を行うものとする。

2 主眼事項及び着眼点

検査（監査）の主眼事項及び着眼点は、国の示す「社会福祉法人指導監査実施要綱」や「指導監査ガイドライン」等の通知並びに前年度までの指導監査の結果等を踏まえたものとし、併せて「社会福祉法人自主点検表」に反映させたものとする。

3 指導監査結果に基づく重点事項

検査（監査）の主眼事項及び着眼点指導監査の主眼事項のうち、前年度までの指導監査結果の傾向や社会福祉法人をめぐる昨今の社会情勢等を考慮し、特に指導に意を用いる必要があると思われる下記事項を重点事項として、指導監査を実施する。

(1) 法人の運営管理体制の確立

監査項目	主な確認事項
①定款及び関係 規程に基づく 運営	○ 定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が適正な手続により整備され、規程に基づく運営がされているか。 ○ 目的、基本財産の変更など、法人運営の実態に応じて適時に定款変更が行われているか。特に新たな事業を開始する場合は、事業実施が確実な段階で定款変更が行われているか。

監査項目	主な確認事項
②理事会・評議員会機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員、評議員の選任は、定款に基づき適正に行われているか。 ○ 役員、評議員に欠員が生じた場合は、速やかに後任が選任されているか。 ○ 役員、評議員への報酬等は、支給に係る規程（基準）に基づいて支給されているか。 ○ 理事会・評議員会の要議決事項について十分審議され、適正に議決が行われているか。 ○ 理事会の要議決事項（理事長専決事項以外）について、理事会において審議、決定されているか。また、議事録が適正に作成され、保存されているか。 ○ 評議員会の要審議事項について、あらかじめ理事会において審議されているか。また、議事録が適正に作成され、保存されているか。
③監事監査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該法人の業務執行の状況や財務、財産の状況について、事業報告書、財産目録、財務諸表などにより、十分な監査が行われ、監査報告書が作成されているか。 ○ 監事は、社会福祉事業又は財務諸表等を監査し得る者が選任されているか。 ○ 監事は、理事や評議員と特殊な関係がある者が選任されていないか。
④法人運営の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人が提供する福祉サービス内容、財務状況等について、適切な手段により、情報公開が行われているか。 ○ 苦情相談、解決のための第三者委員に関する周知が図られているか。
⑤適正な資産管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産などに明確に区分され管理されているか。 ○ 基本財産の取得や処分（担保提供を含む。）は、理事会の承認を得ているか。また、処分（担保提供を含む。）については、評議員会及び所轄庁の承認を受けているか。 ○ 社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されているか。また、定款の記載は、登記簿の表記と合致しているか。

(2) 会計処理の適正化

監査項目	主な確認事項
①内部牽制体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計責任者と出納職員が別々に任命され、内部牽制組織が確立されているか。 ○ 理事長、その他の理事、施設長及び職員の職務権限が明確にされているか。また、法人の運営に関する事務処理に当たっては、伺い書等によって決裁権者の決裁を受け、関係書類を整備の上、保存されているか。 ○ 契約担当者（契約担当者が理事長である場合を除く。以下同じ。）会計責任者及び出納職員が任命されているか。また、契約担当者、会計責任者及び出納職員は、相互に兼務をしていないか。

監査項目	主な確認事項
②経理事務の 適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理・決算事務が行われ会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか。 ○ 関係帳簿の記帳及び月次試算表等の作成などが遅滞なく適正に行われ、決裁を受けた後、保存されているか。 ○ 請求書、領収書等の証憑書類が確実に保存されているか。
③契約事務の 適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の購入、工事の契約等については、経理規程に基づき適正な手続を経て行われているか。 ○ 契約は、入札の実施、契約書の作成、権限を有する者の決裁などが適正に行われているか。また、継続契約については、契約の更新の都度、契約の妥当性について検討が行われているか。

(3) 社会福祉法人運営の透明性の確保及び地域における公益的取組の推進

監査項目	主な確認事項
①法人運営の 透明性の確保	○ 法令に定められた書類を備置き・閲覧、公表を行っているか。
②地域における 公益的取組の 推進	○ 低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応した公益的な取組の積極的な実施に努めているか。

(4) 指摘事項の改善確認

前回の指導監査指摘事項について、法人の改善への取組や改善状況を確認し、改善未達成な場合は、必要な助言や指導を行う。

4 指導監査実施計画数

対象法人数	実施予定法人数
42	16

5 その他

法人の監査受験に係る負担の軽減を図るために、県が実施する施設指導監査及びその他監査との日程調整を行い、可能な限り同日に実施する。